

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、翌  
日の日)

## 目 次

- ◇規 則
  - 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規  
則(農地経済課)
  - 鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正す  
る規則(〃)
  - 鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正  
する規則(〃)
  - 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規  
則(水産課)
  - 鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正  
する規則(〃)
  - 鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する  
規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 農業近代化資金の利子補給率を次のとおり引き下げること  
とした。(第二条、附則第三項、第四項、別表関係)

資金の区分	利 子 補 給 率 (年・パーセント)			
	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
(一) 農舎等の改良、造成又は取得に必要な資金	現行	改正後	現行	改正後
(二) 農機具の取得に要する資金	二・四五	二・一	二・二五	二・〇
(三) 果樹等の植栽又は育成に要する資金				
(四) 牛等の購入又は育成に要する資金で知事が指定するもの				
(五) 知事が定める規模以下の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金	二・六	二・二	二・六	二・二
(六) 農村における環境の整備のために必要な施設であつて知事の定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金	/	/	二・二五	二・〇
(七) その他知事が特に必要と認めて指定する資金	二・四五	二・一		〇・八五
(八) 農業経営を自ら行う青年に貸し付ける村から四まで又は(五)に掲げる資金(市町五パーセント)の利子補給をする場合に限る。	三・〇	二・五五	/	/
(九) 畜産経営に伴う公害を防止するために貸し付ける(一)又は(三)に掲げる資金(市町四四パーセント)の利子補給をする場合に限る。	三・一一	二・六四	/	/
				〇・七
				〇・七

<p>(甲) 地域農業総合整備計画(水田農業の確立を目的として行われる事業で、転作を行う者に貸し付ける(一)から(四)まで又は(五)に掲げる資金(市町村が年〇・四七五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)</p>	<p>(乙) 地域農業総合整備計画(水田農業の確立を目的として作成された計画を除く。知事の定めるもの)</p>	<p>(丙) 肥育牛の飼養規模の拡大等を行う者に貸し付ける(五)に掲げる資金(市町村が年〇・四七五パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p>	<p>(丁) 重点的に果樹農業の振興を図る必要がある地域内でおどろは(一)又は(二)に掲げる資金(市町村が年〇・四五パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p>	<p>(戊) 転作を行う者に貸し付ける(五)に掲げる資金(市町村が年〇・四七五パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p>	<p>(己) 転作を行う者に貸し付ける(一)から(四)まで又は(五)に掲げる資金(市町村が年〇・四五パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p>	<p>(ロ) 地域改善対策特定事業の対象地域内に於ける自立経営志向農業者に貸し付ける(一)から(五)に掲げる資金(市町村が年〇・九五パーセント)の利子補給をする場合に限る。</p>
三・〇七五	二・六	三・〇	三・〇	三・〇七五	三・〇	三・四七五
二・六	二・二	二・五五	二・五五	二・六	二・五五	三・〇
/	二・三五	/	/	/	/	/
/	二・一	/	/	/	/	/
/	〇・九五	/	/	/	/	/
/	〇・八	/	/	/	/	/

二 県が上乗せして利子補給を行う農業近代化資金から次の資金を除くこととした。(第二条、附則第五項、第六項関係)

1 転作を推進する団体に対して貸し付ける当該転作に必要な資金

2 農機具等を共同利用する団体に対して貸し付ける当該共同利用に必要な資金

3 農業者が肥育牛の飼養管理を預託する農業協同組合等に対して貸し付ける肥育牛の購入に必要な資金

4 転作を推進する団体に対して貸し付ける地域農業総合整備計画に即して行われる事業に必要な資金

三 1 この規則は、公布の日から施行し、平成五年十二月二十七日から適用することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 農業近代化推進資金を貸し付ける融資機関に対して、借受者の住所地を管轄する市町村が年一・〇五パーセント(現行年一

・二五パーセント)の割合で利子補給金を交付する場合に県が行う利子補給の率を年一・〇五パーセント(現行年一・二五パーセント)に引き下げることとした。(第三条関係)

二 農業近代化推進資金の貸付利率の上限を年三・九パーセント(現行年四・一五パーセント)に引き下げることとした。(別表関係)

三 1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 中山間地域活性化資金に係る貸付利率の上限及び県の利子補給率を次のとおり改定することとした。(別表関係)

生活環境整備資金		保健増進施設整備資金		加工流通整備資金			区 分		貸付利率の上限(年・パーセント)		利子補給率(年・パーセント)		
											融資機関が農業協同組合等である場合		融資機関が農業協同組合連合会等である場合
農業協同組合等への貸付金	農業協同組合等以外の貸付金	大企業への貸付金	大企業への貸付金		大企業への貸付金	大企業への貸付金		現 行	改 正 後	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
			二・七億以下部分	二・七億超部分		二・七億以下部分	二・七億超部分						
四・二五	四・〇	四・九五	四・八	四・二五	五・二	五・〇五	四・六五	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
三・九	三・八	三・八五	三・八五	三・九	四・一	四・一	四・一	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
二・三五	二・六	一・六五	一・八	二・三五	一・四	一・五五	一・九五	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
二・一	二・二	二・一五	二・一五	二・一	一・九	一・九	一・九	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
〇・九五	一・二	〇・二五	〇・四	〇・九五	利子補給を行わない	〇・一五	〇・五五	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
〇・八	〇・九	〇・八五	〇・八五	〇・八	〇・六	〇・六	〇・六	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後

二一 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業近代化資金の利子補給率を次のとおり改定することとした。(別表関係)

四 等の 取 得 に 必 要 な 資 金	三 設 取 得 に 必 要 な 資 金	二 九 船 に お つ て は 未 満 の 資 金	一 な に 建 造 必 要 な 資 金		資 金 の 種 類
			要 な 資 金	要 な 資 金	
二・四五	二・四五	一・八五	二・四五	三・四五	現行
二・一	二・一	一・九五	二・一	三・〇	改正後
二・二五	二・二五	一・六五	二・二五	三・二五	現行
一・九	一・九	一・七五	一・九	二・八	改正後
二・二五	二・二五	一・八五	二・四五	三・四五	現行
二・〇	二・〇	一・九五	二・一	三・〇	改正後
〇・八五	〇・八五	一・八五	二・四五	三・四五	現行
〇・七	〇・七	一・九五	二・一	三・〇	改正後
〇・八五	〇・八五	一・六五	二・二五	三・二五	現行
〇・七	〇・七	一・七五	一・九	二・八	改正後

利 子 補 給 率 (年・パーセント)

漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合

農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合

漁業協同組合が他の漁業協同組合に貸し付ける場合

漁業協同組合連合会等が他の漁業協同組合等に貸し付ける場合

農林中央金庫が他の漁業協同組合等に貸し付ける場合

八 漁場改良造成施設の改良、造成又は取得に必要な資金	二・四五	二・一	二・二五	一・九	二・二五	二・〇	〇・八五	〇・七	〇・八五	〇・七
七 漁村情報処理、通信施設等の改良、造成又は取得に必要な資金	―	―	―	―	二・二五	二・〇	〇・八五	〇・七	〇・八五	〇・七
六 養殖種苗の購入又は育成に必要な資金	二・四五	二・一	二・二五	一・九	二・四五	二・一	二・四五	二・一	二・二五	一・九
五 漁具及び養殖施設等の取得に必要な資金	二・四五	二・一	二・二五	一・九	二・四五	二・一	二・四五	二・一	二・二五	一・九

二一 この規則は、公布の日から施行し、平成五年十二月二十七日から適用すること。

2 所要の経過措置を講ずること。

◇鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業経営維持安定資金に係る貸付利率の上限を年三・八パーセント（現行年四・〇パーセント）に引き下げることとした。（第二条関係）

二 漁業経営維持安定資金に係る利子補給率を年二・二パーセント（現行年二・六パーセント）に引き下げることとした。（第四条関係）

三 一の規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業経営維持安定資金に係る貸付利率の上限を年四・四パーセント（現行年四・六五パーセント）に引き下げることとした。（第二条関係）

二 漁業経営維持安定資金に係る利子補給率を年一・六パーセント（現行年一・九五パーセント）に引き下げることとした。（第四条関係）

三 一の規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「年〇・五五パーセント」を「年〇・四五パーセント」に、「年三・〇パーセント」を「年二・五五パーセント」に改め、同条第三項中「年〇・四四パーセント」を「年〇・三六パーセント」に、「年三・一一パーセント」を「年二・六四パーセント」に改め、同条第四項中「年一・〇二五パーセント」を「年〇・九パーセント」に、「年三・四七五パーセント」を「年三・〇パーセント」に改め、同条第五項中「年〇・五五パーセント」を「年〇・四五パーセント」に、「年三・〇パーセント」を「年二・五五パーセント」に改め、同条第六項中「年〇・四七五パーセント」を「年〇・四パーセント」に、「年三・〇七五パーセント」を「年二・六パーセント」に改め、同条第七項及び第八項を削り、同条第九項中「年〇・五五パーセント」を「年〇・四五パーセント」に、「年三・〇パ

ーセント」を「年二・五五パーセント」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項及び第十一項を削り、同条第十二項中「年〇・五五パーセント」を「年〇・四五パーセント」に、「年三・〇パーセント」を「年二・五五パーセント」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十三項を削る。

附則第三項中「年二・四五パーセント」を「年二・一パーセント」に、「年二・六パーセント」を「年二・二パーセント」に、「年二・二五パーセント」を「年二・〇パーセント」に、「年二・三五パーセント」を「年二・一パーセント」に、「年〇・八五パーセント」を「年〇・七パーセント」に、「年〇・九五パーセント」を「年〇・八パーセント」に改める。附則第四項中「年〇・四七五パーセント」を「年〇・四パーセント」に、「年三・〇七五パーセント」を「年二・六パーセント」に改める。

附則第五項及び第六項を削る。  
別表第一号から第四号までの規定中「年二・四五パーセント」を「年二・一パーセント」に、「年二・二五パーセント」を「年二・〇パーセント」に、「年〇・八五パーセント」を「年〇・七パーセント」に改め、同表第五号中「年二・六パーセント」を「年二・二パーセント」に、「年一・二パーセント」を「年〇・九パーセント」に改め、同表第六号及び第七号中「年二・二五パーセント」を「年二・〇パーセント」に、「年〇・八五パーセント」を「年〇・七パーセント」に、「年二・四五パーセント」を「年二・一パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成五年十二月二十七日から適用する。



3 平成五年十二月二十七日前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県規則第三号**

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「年一・二二五パーセント」を「年一・〇五パーセント」に改める。

別表中「年四・一五パーセント」を「年三・九パーセント」に改める。

**附 則**

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第四条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県規則第四号**

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則（平成二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

三 生活環境施設整備資金		二 保健増進施設整備資金		一 加工流通施設整備資金	中山間地域活性化資金の種類等	貸付利率	利子補給率	
2 農業協同組合等に貸し付ける場合	1 農業協同組合等以外の者に貸し付ける場合	2 大企業に貸し付ける場合	1 大企業以外の者に貸し付ける場合 イ 貸付金のうち二億七千万円以下の部分 ロ 貸付金のうち二億七千万円を超える部分	年四・一パーセント以内			年一・九パーセント	年二・一パーセント
年三・九パーセント以内	年三・八パーセント以内	年三・八五パーセント以内	年三・八五パーセント以内	年三・九パーセント以内	年一・九パーセント	年二・一パーセント	年〇・八パーセント	
					第二条第三項第一号、第三号及び第五号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	第二条第三項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる融資機関が貸し付ける場合		

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県中山間地域活性化資金利子補給規則第五条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次







鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年一月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年四・六五パーセント」を「年四・四パーセント」に改める。

第四条中「年一・九五パーセント」を「年一・六パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則第三条第一項の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承諾が行われている漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】